

相談無料

※通話料はご負担
ください。

消費者トラブル 110番

SNS広告をみて転売副業を契約。代金が高額で複数のクレジットカードで支払ったが不審に思い、解約を申し出たが拒否され、返金されない。

ネット通販で育毛剤を注文。2回目が届いて、定期購入だとわかった。解約したい。

2025年

3月8日 (土)

10:00~15:00

電話相談・面談

(※面談のみ要予約)

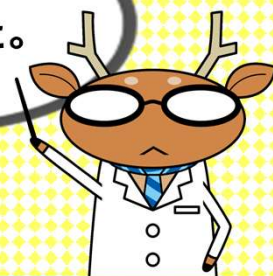
当日のみ特設電話

011-221-0202

歯科矯正治療を契約。痛みなどがあり、不安で治療をやめたい。契約書には一切返金しないとあり、途中でやめると高額な解約料を請求される。

賃貸アパートを退去予定。水回り清掃費用とストーブ分解費用を請求された。支払い義務はあるか。

北海道消費者教育
PRキャラクター
「かしこしか」



消費生活に関するトラブルについて、消費者からのご相談を、北海道立消費生活センターの消費生活相談員と札幌弁護士会の弁護士と一緒に電話や面談で話を伺います。

※面談での相談をご希望の方は、**事前予約が必要**です。詳しくは裏面をご覧ください。

※面談時間は先着順で調整させていただきます。

面談予約・問合せ

011-221-0110 相談支援G